

Ⅱ．平成１８年度：無償資金協力に係るプロジェクト・レベル事後評価実施ガイドライン

第１ 目的

無償資金協力により実施される事業は、あくまで被援助国の事業であり、その運営や維持管理については、基本的に被援助国の責任で実施されるべきものである。

その一方で、国民の税金を原資とする無償資金協力により実施された事業が予定していた効果を発揮し、被援助国国民に裨益するためにも、その適切な運営・維持管理状況を確認することが重要である。また、事業の完了後においても、被援助国側の運営・維持管理努力に対する必要且つ可能な支援を実施するとともに、当初計画の妥当性を検証する必要がある。更に、今後我が国が実施する無償資金協力において、これまでに実施された案件を通じて得られた教訓や課題を将来の案件形成、計画策定及び実施に生かしていくことがきわめて重要である。

以上のような問題意識が適切な無償資金協力の実務に反映されるためにも、本事後評価は、PDCA（成果重視マネジメント）サイクル（下記「第７、２．」参照）に基づき、実施済みの無償資金協力によって整備された施設／機材の活用状況、事業完了後の効果の発現状況等について確認を行う。その上で、必要に応じて適切な改善措置を検討するとともに、評価の結果を将来の案件形成、計画策定及び実施に反映することを企図するものである。また、評価結果を公表することで、国民に対する説明責任を果たすことも目的とする。

第２ 事後評価の対象とする事業の範囲

対象とする無償資金協力事業は、一般プロジェクト無償資金協力及び水産無償資金協力事業のうち、交換公文（E／N）における供与限度額が１０億円以上の事業（「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に規定される事前評価の対象となる事業）とする。ただし、第４で述べる第三者による外部評価においては、必要に応じ供与限度額が１０億円未満の案件も評価の対象とすることができるものとする。

第３ 事後評価を実施する事業

１．事業の単位

原則として、交換公文（E／N）の締結を行った事業（１つの事業に複数の施設又は機材が含まれる場合は、右施設又は機材全体の事業、また、期分け案件については、個々の期に行われた事業）を１つの事業単位とする。

2. 事業完了後一定期間を経過した案件

「一定期間」とは、原則として3～5年間（注）とする。

（注）平成18年度評価の対象案件

（1）平成11～13年度に完了した案件のうち平成17年度に事後評価を実施しなかった案件及び平成14年度に完了した案件を対象とする。

（2）ただし、第4で述べる第三者による外部評価においては、必要に応じ（1）の要件に当てはまらない案件も対象とすることができるものとする。

第4 事後評価の実施手続き

1. 事後評価の実施主体

事後評価の実施主体は、内部評価においては無償資金・技術協力課及び各在外公館、外部評価においては開発協力や評価について専門的知見を有する第三者とする。但し、内部評価においても客観性を確保すべく、評価結果について第三者による2次評価の対象とするとともに、無償資金協力実施適正会議、ODA評価有識者会議に諮ることとする。

2. 内部評価の実施手続き

（1）在外公館

対象事業に係る関連文書、調査報告書（要請書、基本設計（B／D）調査報告書等）をレビューした上で、対象事業を館員が直接視察し、相手国実施機関、裨益者等からの聞き取り調査を行う。また、要すれば、JICA事務所、専門家、現地ODAタスクフォース、NGO等からもヒアリングを行う。その上で、「無償資金協力に係る事後評価票」（以下「評価票」、注：評価票の内容については、「個別事後評価の結果」を参照）を作成する。評価の実施に際しては、評価票への記入のみならず、評価内容をより客観的に補強する関連資料についても可能な限り入手し、評価票とともに外務本省に送付する。

（2）無償資金・技術協力課

評価票に関し、対応方針（評価票7.（1））の内容等、必要な事項について、在外公館やJICA関係部局等と必要な協議を行う。

（3）対応方針（評価票7.（1））の内容及び対応者の決定

対応方針の内容及び対応者については、無償資金・技術協力課と在外公館及びJICA関係部局の協議により決定することとする。

（4）2次評価

内部評価に係る客観性・信頼性を増すために、評価結果に関する分析・評価（2次評価）を外部の第三者に委託することとする。

3. 外部評価の実施手続き

特定のサブセクターに焦点をあてた無償資金協力のプロジェクト評価、特定国に焦点をあてた無償資金協力のプロジェクト評価を行う。コンサルタントもしくは大学等の学術研究機関を対象に、公募による企画招請を行い、実施者を選定する。実施者には、関連文書のレビュー、評価の枠組みの策定、現地調査、評価分析、報告書の作成を委託する。

第5 事後評価の手法（内部評価）

内部評価においては、特に以下の点に留意の上、評価を行うこととする。評価の実施においては、全般的評価としてA B C Dのそれぞれに＋を付した合計12段階評価を付し、より詳細な評価について記述する。ただし、詳細な評価についても、将来の案件形成に役立つ観点から、いたずらに叙述的なものとはせず、的を絞った簡潔な評価にするように努める。また、評価の根拠となった情報、情報源、情報収集方法等についても、可能な限り記述する。

（なお、評価票で各項目に割り当てられたスペースは便宜的なものであり、記述欄のスペースの中に収めることを意図したものではない。必要に応じて適切な分量の記述を行う。）

1. 「案件の妥当性」

対象案件が①我が国の被援助国に対する援助方針、②被援助国により策定された開発戦略、③現地でのニーズ（優先地域、裨益人口等：他ドナーのプログラムとの協調や整合性にも留意する）に合致していたか否かについて評価する。なお、環境、ジェンダー、貧困削減、人間の安全保障といった観点について特記することがあれば明記し、全般的評価への＋もしくは－の付与に反映させる。

全般的評価に際して用いるべき基準は以下のとおり。

- A：対象案件が①、②、③の全てに合致している。
- B：対象案件が①、②、③のうち2つに合致している。
- C：対象案件が①、②、③のうち1つしか合致していない。
- D：対象案件が①、②、③の何れにも合致していない。

2. 「施設／機材の適切性・効率性」

施設／機材が使用されており（被援助国における耐用年数を過ぎているものを除く）、案件全体として適切・効率的な選択・投入であったか否かについて評価する。評価に際しては、「木を見て森を見ない」内容とならないように留意する。具体的には、個々の施設／機材の使用状況のみに着目するだけでなく、事業全体としてB／D調査報告書に

おける施設／機材の使用見通しが適切であったか、不必要な施設／機材がなく、適切・効率的な選択・投入であったか等についても評価する。

また、事業全体のコストについても、施設／機材の耐用年数、機能等を考慮しつつ、当該国内の過去の類似案件や他ドナーによる案件との比較を可能な範囲で行う等、費用効率の観点を含めて、総合的に評価する。

全般的評価に際して用いるべき基準は以下のとおり。なお、事業全体のコストについて割高と評価された場合は、全般的評価を１段階の範囲内で引き下げることにより反映させる（例えば、施設／機材がおおむね使用されていて「A」評価に相当するとしても、事業全体のコストが割高と認められる場合は、その程度に応じ「A-」、「B+」もしくは「B」とする。）。

A：施設／機材はおおむね使用されている。案件全体として適切・効率的な施設／機材の選択・投入であったと考えられる。

B：一部使用されていない施設／機材が存在する。一部の施設／機材についてはより適切・効率的な選択・投入が可能であったと考えられる。

C：使用されていない施設／機材が目立つ。不適切・非効率的な選択・投入であったと考えられる施設／機材が多い。

D：施設／機材の大部分が使用されていない。案件全体として不適切・非効率的な施設／機材の選択・投入であったと考えられる。

3. 「効果の発現状況（有効性）」

B／D調査報告書において想定されている効果が発現しているか否かについて評価する。B／D時に定量的な指標が設定されていれば、右指標を用いて可能な限り定量的に評価を行うこととするが、定量的な指標がない場合、また、効果が数値に換算できない場合等においては、定性的に事業の効果が認められるか否かを判断する。同時に、B／D調査報告書において想定された効果及びベースライン（計画実施前の関連指標）統計の内容が適切であったかについても検討する。

全般的評価に際して用いるべき基準は以下のとおり。

A：B／D調査報告書において想定されていた効果がほぼ発現していると考えられる。

B：B／D調査報告書において想定されていた効果が一部を除き発現していると考えられる。

C：B／D調査報告書において想定されていた効果が一部発現していると考えられる。

D：B／D調査報告書において想定されていた効果が殆ど発現していない。

4. 「インパクト（上位目標への影響等）」

案件実施により予期された上位目標への影響など、肯定的なインパクトの状況について多面的に評価する。B／D時に定量的な指標が設定されていれば、右指標を用いて可能な限り定量的に評価を行うこととするが、定量的な指標がない場合、また、上位目標

が数値に換算できない場合等においては、定性的に上位目標への肯定的な影響が認められるか否かを判断する。また、環境、ジェンダー、貧困削減、人間の安全保障といった観点において、当初予期しなかったインパクト（肯定的・否定的）が発現している場合には、その旨明記し、全般的評価への＋もしくは－の付与に反映させる。

全般的評価に際して用いるべき基準は以下のとおり。

- A：案件を実施した結果、上位目標、関連指標の改善が十分認められる。
- B：案件を実施した結果、上位目標、関連指標への肯定的な影響が認められる。
- C：案件を実施した結果、上位目標、関連指標への肯定的な影響は認められない。
- D：案件を実施した結果、上位目標、関連指標への否定的な影響が認められる。

5. 「自立発展性・さらなる改善の余地（１）対応方針（２）対応方針理由」

案件を実施した後も、被援助国自身のオーナーシップにより、援助効果を持続又は発展できるかどうか、或いは持続できる見込みがあるかどうか、案件の自立性を評価する。その際、当初計画において、現地の運営能力、スペアパーツ、資材の調達可能性等の検討を通じて自立発展性を確保する視点が含まれていたかについても確認する。

全般的評価に際して用いるべき基準は以下のとおり。

- A：案件を実施した後も、被援助国自身が施設／機材の運営・管理に努力している点が伺われ、援助効果が持続又は発展する見込みがある。
- B：案件を実施した後も、被援助国自身が施設／機材の運用・管理に努力している点が伺われるが、援助効果が持続又は発展するには、被援助国による更なる努力が望まれる。
- C：案件を実施した後も、被援助国自身が施設／機材の運用・管理に努力している点が伺われるが、援助効果が低下しており、被援助国による施設／機材の運営・管理方法に改善すべき余地が大きいと考えられる。
- D：案件を実施した後、被援助国自身による施設／機材の運営・管理に努力しておらず、援助効果が低下している。

評価時点において、効果がおおむね発現しており、大きな改善策は必要ないと判断される場合は、「（１）対応方針」及び「（２）対応方針理由」を記入する必要はないが、今後とも効果の発現が期待されず、被援助国による施設／機材の運営・管理方法に改善が望まれる場合には、主に以下の対応を検討することとする。

（１）被援助国政府又は被援助国実施機関に対する申し入れ

主として、被援助国側に問題の原因がある場合（被援助国負担事項が実施されない、施設／機材の運営・管理努力がなされていない、スペアパーツの調達が遅れている等）には、被援助国の然るべき機関に申し入れを行い、早期改善を促すことを検討する。

（２）フォローアップ事業

実施済みの案件に何らかの問題が生じた場合（予期せぬ自然災害により施設に不具合

が生じた、相手国側の財政的、技術的な問題により適切な維持管理が困難になった等）には、相手国からの要請を受け、問題発生原因の調査、応急対策に必要な工事、修理部品の調達等の協力を行うことを検討する。

（３）巡回指導調査員の派遣

ソフト面での支援が必要となる場合（施設・機材の運営・維持管理方法に問題がある等）には、相手国からの要請を受け、巡回指導調査員の派遣を検討する。主に、現地に JICA 事務所がない国の事業や、地方レベルで展開されている事業等、状況の把握が困難な場合に派遣することとしている。

6. 「広報効果（ビジビリティー）」

支援を実施した案件が、日本からの「顔の見える援助」として被援助国において認知されているかを評価する。また、広報のために取られている手法が適当であるかについても検討を加える。

全般的評価に際して用いるべき基準は以下のとおり。

- A：新聞記事、記念切手、紙幣等に取り上げられる等、被援助国政府関係者・裨益者に加え、一般市民、マスコミ等にも当該案件が日本からの援助であることが広く認識されている。広報手法も適当であり、十分な効果を挙げている。
- B：被援助国政府関係者・裨益者及び一般市民の間で、当該案件が日本からの援助であることが十分認知されている。適切な広報が一定の効果を挙げている。
- C：被援助国政府関係者・裨益者の間では、当該案件が日本からの援助であることは認知されているが、広報が十分でなく、一般市民にはあまり知られていない。
- D：被援助国政府関係者・裨益者及び一般市民の間で、当該案件が日本からの援助であることはあまり認知されていない。広報手法につき、さらなる改善の余地がある。

7. 「被援助国による評価等」

支援を実施した案件が被援助国政府、実施・監督機関、裨益者、一般市民、マスコミ等からどのような評価を受けているかにつき記載する。また、案件実施による両国間の関係強化や、地域の安定への寄与など、どのような外交的効果があったかについても、この欄において可能な限り記述する。

8. 「提言・教訓」

今回の調査に際して得られた教訓及び今後類似の事業を行う際に改善すべき点について簡潔に記載する。具体的には、以下の点につき検討を加える（全ての点につき明示的に言及する必要はない）。

- （イ）案件選定段階（予備調査・B／D調査）で確認すべき事項（当初計画が有効であったか、準備に不足がなかったか、または案件の背景調査（セクター、地域）が

十分になされてきたのか等が分かるように詳しく項目を立てる)

- (ロ) B/D調査報告書において想定した効果の設定の適否
- (ハ) 整備された施設・機材について、今後の供与に際して留意すべき点
- (ニ) 相手国政府・実施機関との間で案件実施前、実施中に確認すべき点
- (ホ) 他スキーム、他ドナーと連携すべき点、若しくは連携が可能な点
- (ヘ) 被援助国において、他の案件を実施する際に留意すべき点

第6 事後評価の手法（外部評価）

外部評価においても、基本的には内部評価と同様の点に留意しつつ、評価を行うこととする。また、詳細な報告書の他に、評価結果の要約として内部評価における「評価票」に準じたものを作成する。

第7 評価結果のフィードバック等

1. 評価結果の公表

評価結果については、無償資金・技術協力課にてとりまとめの上、ホームページ等を通じて公表することとする。

2. PDCA（成果重視マネジメント）サイクルに基づく対応

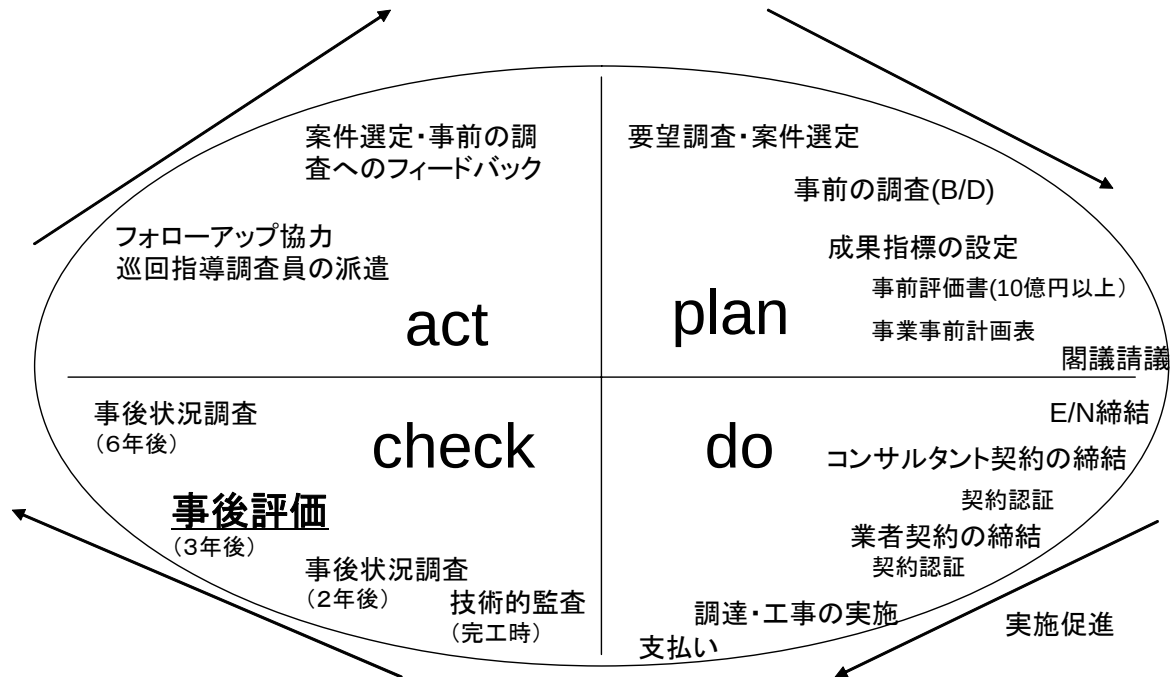
別添の「無償資金協力事業のPDCAサイクルにおける事後評価の位置付け」に基づき、将来の案件形成・計画策定(plan)・実施(do)に際して反映させるべく、評価(check)の実施を通じて得られた教訓及び克服すべき課題を、今後計画する同様事業の形成及び実施に際して十分検討・フィードバック(act)し、より効率的かつ裨益効果の高い事業を形成・計画(plan)するために役立てることとする。

3. ガイドラインの改定

無償資金協力実施適正会議、ODA評価有識者会議等の意見を参考にしつつ、必要に応じ、本ガイドラインの改定を行う。

(了)

無償資金協力事業のPDCAサイクルにおける 事後評価の位置づけ



無償資金協力実施適正会議の関与(plan,do,check)